

改正事項	改正の内容	適用時期等
(7) 国内業務に係る貸付金の利子(法138六、法令180④⑤、措法67の11①、措令39の30①②、改正法令附則1)	○ 一定の債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる差益について、国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子に含まれることが明確化されるとともに、特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税措置について所要の整備が行われました。	平21.4.1から施行されます。
(8) 振替国債の利子等の非課税等(措法67の17③④、措令39の33の3②、改正法令附則51)	○ 外国法人が受ける割引債の償還差益について、次のとおりとされました。 イ 外国法人が発行する割引債の償還差益(その外国法人の国内において行う事業に帰せられる部分に限ります。)について、源泉徴収の上、法人税課税の対象とされました。 ロ 国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益について、法人税の申告の対象から除外されました。	平21.4.1以後に発行する割引債の償還差益について適用されます。 平21.4.1以後に発行される割引債につき外国法人が支払を受ける償還差益について適用されます。

IV 減価償却制度に関する改正

1 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして、これを取得等の日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供した場合(次に掲げる減価償却資産のうち、イからへまでについては貸付けの用に供した場合、ニ及びホについては電気事業の用に供した場合、ト及びチについては住宅の用に供した場合をそれぞれ除きます。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除きます。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、そのエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額(取得価額又は取得価額に一定の割合(50%)を乗じて計算した金額をいいます。)の30%の特別償却を認めるというものです(旧措法42の5①)。

適用対象資産

- | | |
|---------------------|----------------------|
| イ エネルギー有効利用製造設備等 | ホ その他の石油代替エネルギー利用設備等 |
| ロ エネルギー有効利用付加設備等 | ヘ 電気供給安定化設備(50%) |
| ハ 電気・ガス需要平準化設備(50%) | ト エネルギー使用合理化設備 |
| ニ 新エネルギー利用設備等 | チ エネルギー使用制御設備 |

※()書きは、基準取得価額の算出割合(取得価額に乘じる割合)を表します。

〔改正の内容〕

(1) 即時償却制度の導入

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をした場合の特別償却限度額は、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その事業の用に供した事業年度において即時償却ができることとされました(措法42の5⑥)。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 42 の 5 ①）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法 68 の 10 ①⑥）。

〔適用時期〕

平成 21 年 4 月 1 日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用されます（改正法附則 39、55）。

2 資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）で、(1)に記載する適用対象法人に該当するものが、産業活力再生措置法一部改正法の施行の日（平成 21 年 6 月 22 日）から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、(2)に記載する適用対象資産の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、(3)の特別償却限度額の特別償却を認めるという制度が創設されました（措法 44 の 3 ②）。

(1) 適用対象法人

青色申告法人で次に掲げる法人が対象となります（措法 44 の 3 ②、措令 28 の 6 ③）。

- イ 産業活力再生革新措置法第 11 条第 1 項に規定する資源生産性革新計画（同条第 4 項の規定に基づき同法第 2 条第 12 項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限り。）について同法第 11 条第 1 項に規定する認定を受けた法人（その認定を受けた計画に記載された関係事業者及び当該計画に従って合併により設立された法人を含みます。）
- ロ 産業活力再生革新措置法第 16 条第 1 項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定を受けた法人

(2) 適用対象資産

資源需給構造変化対応設備等（注）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（所有権移転外リース取引により取得したものをその事業の用に供した場合を除きます。）が対象となります。

（注）「資源需給構造変化対応設備等」とは、機械及び装置その他の減価償却資産で次に掲げるものをいいます（措法 44 の 3 ②一、二）。

- イ その法人が認定を受けた資源生産性革新計画に記載された資源生産性革新設備等
- ロ その法人が認定を受けた資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された資源制約対応製品生産設備

(3) 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 3 ②）。

$$\text{（算 式）} \\ \text{特別償却限度額} = \text{資源需給構造変化対応設備等の取得価額} \times 30\% \text{（注）}$$

（注）資源需給構造変化対応設備等が建物及び附属設備である場合には、15%となります。

(4) 平成 23 年 3 月 31 日までの期間内に資源需給構造変化対応設備等の取得等をした場合の即時償却

平成 21 年 6 月 22 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間内に、資源需給構造変化対応設備等の取得等をした場合の特別償却限度額は、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その事業の用に供した事業年度において即時償却ができることとされました（措法 44 の 3③）。

(5) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類を添付することが必要とされています（措法 44 の 3④、措令 28 の 6④、措規 20 の 10②）。

イ 償却限度額の計算に関する明細書

ロ その機械及び装置その他の減価償却資産が上記(1)のイ又はロの計画に記載されていることが明らかとなる書類

ハ 上記(1)のイ又はロの計画について産業活力再生革新措置法第 75 条第 1 項第 7 号又は第 9 号に定める大臣が認定をした旨を証する書類の写し

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(5)までの措置に準じた改正が行われています（措法 68 の 21②③、措令 39 の 51③④、措規 22 の 32②）。

〔適用時期〕

産業活力再生措置法一部改正法の施行の日（平成 21 年 6 月 22 日）以後に取得等をする資源需給構造変化対応設備等について適用されます（改正法附則 40⑥、56⑥）。

3 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）で、(1)に記載する適用対象法人に該当するものが、米穀新用途利用促進法の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、(2)に記載する適用対象資産の取得等をして、これを同法第 2 条第 7 項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、(3)の特別償却限度額の特別償却を認めるという制度が創設されました（措法 44 の 7）。

(1) 適用対象法人

青色申告法人で米穀新用途利用促進法第 4 条第 1 項に規定する生産製造連携事業計画（以下「生産製造連携事業計画」といいます。）について同項の認定を受けた法人が対象となります（措法 44 の 7①）。

(2) 適用対象資産

新用途米穀加工品等製造設備（注）でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（所有権移転外リース取引により取得したものをその用に供した場合を除きます。）が対象となります。

（注）「新用途米穀加工品等製造設備」とは、認定に係る生産製造連携事業計画（米穀新用途利用促進法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置で米穀新用途利用促進法第 2 条第 1 項に規定する新用途米穀加工品又は新用途米穀加工品を

原材料とする加工品の製造以外に使用することができないもののうち米穀の新用途への利用に著しく資するものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して指定したものをいいます（措令 28 の 8 の 2 ①③）。

(3) 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 7 ①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{新用途米穀加工品等製造設備の取得価額} \times 30\%$$

(4) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類を添付することが必要とされています（措法 44 の 7 ②、措令 28 の 8 の 2 ②、措規 20 の 15）。

- イ 償却限度額の計算に関する明細書
- ロ その機械及び装置が生産製造連携事業計画に記載されていることが明らかとなる書類
- ハ 農林水産大臣がその生産製造連携事業計画について米穀新用途利用促進法第 4 条第 1 項の認定をした旨を証する書類の写し

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた措置が講じられています（措法 68 の 26、措令 39 の 53、措規 22 の 37）。

〔適用時期〕

米穀新用途利用促進法の施行の日以後に取得又は製作をする新用途米穀加工品等製造設備について適用されます（改正法附則 40⑦、56⑦）。

4 その他

その他の減価償却制度等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却 （措法 42 の 7、68 の 12、措令 27 の 7 ⑤、39 の 42 ⑤、改正措令附則 21、35、旧平 9 大蔵省告示第 221 号、平 21 財務省告示第 107 号、平 21 国土交通省告示第 373 号） （措法 42 の 7 ①⑤、68 の 12 ①⑤）	○ 特定旅館業を営む大規模法人に係る措置の対象設備となる機械及び装置並びに器具及び備品は、財務大臣が指定するものから、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。 ○ 次の設備が特定旅館業を営む大規模法人に係る措置の適用対象から除外されました。 ・国際放送受信設備 ○ 適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。	平 21. 4. 1 以後に取得等をする事業基盤強化設備について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平 21. 3. 31 前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。 —
(2) 特定設備等の特別償却 （措法 43 ①表二、68 の 16 ①表二、措令 28 ④～⑥⑪、39 の 46 ⑤～	○ 公害防止用設備の特別償却について、指定物質回収設備に係る適用期限が平成 23 年 3 月 31 日まで 2 年、揮発性有機化合物排出抑制設備に係る適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで 1 年、それぞれ延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等												
⑦、改正法附則40①、56①、改正措令附則22①、36①、昭48大蔵省告示第69号、平21財務省告示第108号、平21国土交通省告示第376号)	○ 船舶の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 特別償却率の見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶（環境への負荷の低減に著しく資するもの）</td><td>16%</td><td>18%</td></tr> <tr> <td>外航船舶（措法59の2①の規定（トン数標準税制）の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外のもの）</td><td>18%</td><td>16%</td></tr> </tbody> </table> ロ 対象となる船舶については、財務大臣が指定するものから、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。 ハ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	内航船舶（環境への負荷の低減に著しく資するもの）	16%	18%	外航船舶（措法59の2①の規定（トン数標準税制）の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外のもの）	18%	16%	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。 同 上 —			
対 象 資 産	改正前	改正後												
内航船舶（環境への負荷の低減に著しく資するもの）	16%	18%												
外航船舶（措法59の2①の規定（トン数標準税制）の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外のもの）	18%	16%												
(3) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却(措法43の2①、68の17①、改正法附則40②、56②)	○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化学術研究施設</td><td>20%</td><td>16%</td></tr> <tr> <td>うち建物及び附属設備</td><td>10%</td><td>8%</td></tr> </tbody> </table> ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	文化学術研究施設	20%	16%	うち建物及び附属設備	10%	8%	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —			
対 象 資 産	改正前	改正後												
文化学術研究施設	20%	16%												
うち建物及び附属設備	10%	8%												
(4) 保全事業等資産の特別償却(旧措法43の3、68の18、旧措令28の3、39の47、改正法附則40③、56③、改正措令附則22②、36②)	○ 適用期限（平成21年3月31日）の到来をもって廃止されました。	平21.4.1前に保全事業等の計画の認定を受けた法人については、その認定の日から3年以内の期間内に取得等をする保全事業等資産については、従来どおり適用されます。												
(5) 地震防災対策用資産の特別償却(措法44①表一、68の19①表一、措令28の4①②④、39の48、改正法附則40④、56④、改正措令附則22③、平21内閣府告示第12号)	○ 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等における措置について、次のとおりとされました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 資 産</td><td>移動式消化設備及び動力消防ポンプ、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯用発電機及び照明器具並びに防水用井戸</td><td>緊急地震速報受信装置（一体として取得等をする感震装置及び緊急遮断装置を含みます。） (注)対象資産は、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定したものとされています。</td></tr> <tr> <td>特別償却率</td><td>8%</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>適用期限</td><td>平成21年3月31日まで</td><td>平成23年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	対 象 資 産	移動式消化設備及び動力消防ポンプ、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯用発電機及び照明器具並びに防水用井戸	緊急地震速報受信装置（一体として取得等をする感震装置及び緊急遮断装置を含みます。） (注)対象資産は、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定したものとされています。	特別償却率	8%	20%	適用期限	平成21年3月31日まで	平成23年3月31日まで	平21.4.1以後に取得等をする地震防災対策用資産について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
	改正前	改正後												
対 象 資 産	移動式消化設備及び動力消防ポンプ、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯用発電機及び照明器具並びに防水用井戸	緊急地震速報受信装置（一体として取得等をする感震装置及び緊急遮断装置を含みます。） (注)対象資産は、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定したものとされています。												
特別償却率	8%	20%												
適用期限	平成21年3月31日まで	平成23年3月31日まで												
(6) 集積区域における集積産業用資産の特別償却(措法44の2	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—												

改正事項	改正の内容	適用時期等
①、68の20①) (地域産業活性化法施行令3①三)	(注) 地域産業活性化法施行令の改正により、対象業種に窯業・土石製品製造業(炭素繊維製造業を含みます。)が追加されました。	
(7) 事業革新設備等の特別償却(旧事業革新設備の特別償却)(措法44の3①、68の21①、措令28の6①、39の51①、措規20の10、22の32、改正法附則40⑤、56⑤、改正措令附則22④、36③) (措法44の3①、68の21①)	○ 対象となる計画から共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画が除外されました。 ○ 産業活力再生革新措置法に規定する特定事業革新設備又は経営資源融合計画に記載された事業革新設備に対する特別償却率が30%から25%に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	産業活力再生措置法一部改正法の施行の日(平成21年6月22日)以後に取得等をする事業革新設備について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(8) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の4、68の23、措令28の7②③⑥⑦、39の52②③⑥、改正措令附則22⑤、36④、平21総務省告示第212号)	○ 対象設備については、総務大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(9) 共同利用施設の特別償却(措法44の5、68の24)	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—
(10) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45、68の27、措令28の9①一イ、39の56、措規20の16) (措令28の9①一口) (措令28の9①一ハ) (措令28の9①一二) (措令28の9⑤、措規20の16②、改正措令附則22⑦) (旧措令28の9①⑤、改正法附則40⑧、56⑧、改正措令附則22⑥、36⑤) (措法45①表一、措令28の9①一ホ⑤四⑦、改正法附則40⑨、56	○ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、その適用期間が、製造業にあつては公示の日から25年間(改正前は23年間)に延長され、旅館業にあつては平成23年3月31日まで2年間延長されました。 ○ 過疎地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成22年3月31日まで1年間延長されました。 ○ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が公示の日から18年間(改正前は16年間)に延長されました。 ○ 奄美群島における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成23年3月31日まで2年間延長されました。 ○ 奄美群島における工業用機械等の対象事業に情報通信産業等が追加されました。 ○ 対象地域から水源地域が除外されました。 ○ 対象地域に山村振興法の振興山村が追加されました。なお、追加された内容は次のとおりです。	— — — — 平21.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。 平21.4.1前に水源地域として指定された地区内において同日から平24.3.31までの間に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平21.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等										
⑨)	<table><tr><td></td><td>改正後</td></tr><tr><td>対象事業</td><td>製造業、旅館業及びソフトウェア業</td></tr><tr><td>対象設備</td><td>機械装置（旅館業の用に供するものを除きます。）、建物等で一の生産設備に係る取得価額の合計額が2,000万円超のもの</td></tr><tr><td>特別償却率</td><td>10% (建物及び附属設備については6%)</td></tr><tr><td>適用期間</td><td>山村振興法第7条第4項の規定による公示の日（その日が平成21年4月1日前である場合には、同日）から平成23年3月31日まで</td></tr></table>		改正後	対象事業	製造業、旅館業及びソフトウェア業	対象設備	機械装置（旅館業の用に供するものを除きます。）、建物等で一の生産設備に係る取得価額の合計額が2,000万円超のもの	特別償却率	10% (建物及び附属設備については6%)	適用期間	山村振興法第7条第4項の規定による公示の日（その日が平成21年4月1日前である場合には、同日）から平成23年3月31日まで	
	改正後											
対象事業	製造業、旅館業及びソフトウェア業											
対象設備	機械装置（旅館業の用に供するものを除きます。）、建物等で一の生産設備に係る取得価額の合計額が2,000万円超のもの											
特別償却率	10% (建物及び附属設備については6%)											
適用期間	山村振興法第7条第4項の規定による公示の日（その日が平成21年4月1日前である場合には、同日）から平成23年3月31日まで											
(11) 医療用機器等の特別償却（措法45の2、68の29、措令28の10②③④⑥⑩、39の58②③④、改正法附則40⑩、56⑩、改正措令附則22⑧、36⑥、平21厚生労働省告示第248号、第250号）	○ 適用対象設備について、次の改正が行われました。 イ 一般医療用機器について、対象となる機器を高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの又は医療機器として薬事法に規定する高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器で、厚生労働大臣の指定を受けてから2年以内のものに限定されました。 ロ 医療の安全の確保に資する機器について、対象となる機器を厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。 ハ 対象設備に新型インフルエンザ対策に資する機器が追加されました。なお、追加された内容は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>改正後</td></tr><tr><td>対象設備</td><td>簡易陰圧装置（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの）</td></tr><tr><td>特別償却率</td><td>20%</td></tr><tr><td>適用期間</td><td>平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで</td></tr></table> ニ 建替え病院用等建物について、適用要件である医療の提供体制の整備に資するための基準が見直されました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。		改正後	対象設備	簡易陰圧装置（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの）	特別償却率	20%	適用期間	平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。 同 上 同 上 同 上 —		
	改正後											
対象設備	簡易陰圧装置（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの）											
特別償却率	20%											
適用期間	平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで											
(12) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法46の2①、68の31①）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—										
(13) 事業所内託児施設等の割増償却（措法46の4①、68の33①）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—										
(14) 優良賃貸住宅の割増償却（措法47③、68の34③、措令29の4、39の63、改正法附則40⑪⑫、56⑪⑫、改正措令附則22⑨）	○ 高齢者向け優良賃貸住宅について、次のとおり割増率が改正されました。	高齢者居住安定法一部改正法の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用され										

改正事項	改正の内容	適用時期等																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>耐用年数35年未満のもの</td><td>28%</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>耐用年数35年以上のもの</td><td>40%</td><td>55%</td></tr> <tr> <td>支援施設一体型以外の高齢者向け優良賃貸住宅</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>耐用年数35年未満のもの</td><td>28%</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>耐用年数35年以上のもの</td><td>40%</td><td>28%</td></tr> </tbody> </table> (措法47③、68の34③) ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	対象資産	改正前	改正後	支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設			耐用年数35年未満のもの	28%	40%	耐用年数35年以上のもの	40%	55%	支援施設一体型以外の高齢者向け優良賃貸住宅			耐用年数35年未満のもの	28%	20%	耐用年数35年以上のもの	40%	28%	ます。 —
対象資産	改正前	改正後																					
支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設																							
耐用年数35年未満のもの	28%	40%																					
耐用年数35年以上のもの	40%	55%																					
支援施設一体型以外の高齢者向け優良賃貸住宅																							
耐用年数35年未満のもの	28%	20%																					
耐用年数35年以上のもの	40%	28%																					
(15) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③、68の35③、措令29の5①③、39の64①③、改正法附則40⑬⑭、56⑬⑭、改正措令附則22⑩) (措法47の2①、68の35①)	○ 都市再開発法の施設建築物に係る措置の対象建築物について、地上階数4以上の中高層耐火建築物が建築される施行地区内の施設建築物に限定されました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —																					
(16) 倉庫用建物等の割増償却(措法48、68の36、措令29の6①②、39の66、措規20の22、改正措令附則22⑪、平21国土交通省告示第374号) (措令29の6①②⑤、平21国土交通省告示第375号) (措法48①、68の36①)	○ 物資流通拠点区域について、次のとおり見直しがされました。 イ 物流施設の立地が物流効率化に効果的である鉄道貨物駅の周辺区域が追加されました。 ロ 上記イの鉄道貨物駅から5kmを超え、かつ、10km以内の区域にある高速道路のICの周辺区域が除外されました。 ○ 適用対象の倉庫用建物等は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める要件に該当するものとされました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	平21.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同上 —																					
(17) 植林費の損金算入の特例(措法52①、68の38①、措令29の7②、39の67②、改正法附則40⑮、56⑮) (措法52①、68の38①)	○ 対象となる植林費について、資本金等の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等の対象事業に係る植林費が除外されました。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	平21.4.1以後に開始する事業年度において、同日以後に国等から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る植林費を支出する場合について適用され、同日前に開始した事業年度において植林費を支出した場合又は同日以後に開始する事業年度において同日前に国等から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る植林費を支出した場合には、従来どおり適用されます。 —																					